

8 その他

(1)ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方にヘルプマークを配布します。障がい者手帳や病状等を証明する書類の提示は必要ありません。（マークとは別に、緊急連絡先などを記入いただけるヘルプカードは長野県HPからダウンロードいただけます。）

- ◆窓 □ 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100
松本保健福祉事務所 電話47-7800

(2)NHK放送受信料の減免

次に該当する場合、NHK放送受信料が減免されます。

対象要件	減免
視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主 ^{※1} で、放送受信契約者の場合	半額免除
重度の障害者手帳 ^{※2} をお持ちの方が世帯主 ^{※1} で、放送受信契約者の場合	
公的扶助受給者（生活保護法による扶助を受けている場合など）	全額免除
障がい者が世帯構成員であり、かつ世帯構成員全員が市民税非課税である場合 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合	

※1 住民基本台帳法にいう世帯主（住民票上の世帯主）

※2 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

- ◆申込方法 NHK及び役場保健福祉課にも申請書があります。
障害者手帳、印鑑をお持ちください。

- ◆お問い合わせ先 NHKお問い合わせナビダイヤル
電話0570-077-077 ファックス045-522-3044

(3)携帯電話基本使用料等の割引

心身障害者手帳の交付を受けている場合、携帯電話の基本使用料等の割引があります。

※サービスの内容は随時変わりますので最新の情報は事業者へお問い合わせください。

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
◆窓 □ 携帯電話各社の取扱店

(4)Net119(緊急通報システム)

聴覚や発語の障がいなどにより、音声で緊急通報(119番通報)が困難な方がスマートフォンなどを利用して、自宅だけでなく外出先からも119番通報を行い、消防車や救急車の要請ができるシステムです。

◆対象者

このシステムをご利用いただけるのは、以下の条件をすべて満たした方となります。

- ・聴覚又は音声・言語機能に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方(身体障がい者手帳等の保有の有無は問いません。)
- ・松本地域(松本市、塩尻市(檜川地区を除く)、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)内にお住いの方
- ・GPS機能を有したスマートフォン、タブレット、又は一部の高機能フューチャーフォンをお持ちの方で、その端末で電子メールの送受信が可能な方(※従来型の携帯電話(ガラケー)ではご利用いただけません。)
- ・Net119をご利用いただくには、事前登録が必要です。

- ◆窓 〇 松本広域消防局通信指令課 電話・ファクス 25-6108
メールアドレス shobo_tsushinshirei@m-kouiki.or.jp

(5)FAXからの119番通報

ファクスでの緊急通報(火災及び救急要請)が、電話と同じ119番で松本広域消防局に送信できます。

- ◆対象者 電話からの火災や救急等の通報が困難な方

- ◆窓 〇 松本広域消防局 (電話25-0119 ファクス25-3987)

(6)言語及び聴覚障がい者向け110番アプリシステム・ファクス110番

言語及び聴覚障がい者等の方が事件や事故にあった場合に警察への通報手段として、スマートフォンのアプリ又はファクスから長野県警察へ110番通報ができます。

- ◆対象者 言語及び聴覚障がい者等

- ◆送信方法 ・110番アプリシステム

スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで、利用できます。スマートフォンの画面操作によって、文字を用いたチャット方式による110番通報ができます。

- ・ファクスによる110番通報

ファクス用紙に事件名、発生場所、発生時間、状況、送信者の住所・氏名・年齢・ファクス番号・現在地等を記入し、「0120-760-110」へ送信します。(事前登録の必要はありません)

(7)保健福祉センター「いちいの里」入浴料割引

身体・療育・精神各種手帳保持者、75歳以上高齢者及び生活保護受給者の方は保健福祉センター「いちいの里」の入浴料を免除します。

- ◆申込方法
 - ・いちいの里窓口にて氏名を伝えていただき対象かどうかの確認後、入浴券（10枚綴り）を交付します。
 - ・入浴の都度、入浴券を窓口にて提出してください。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(8)郵便による不在者投票

身体障害者手帳で下記の障害程度の方は、市町村選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けることにより、郵便による投票が認められます。

- ◆対象者
 - 身体障がい者手帳
 - 両下肢、体幹、移動機能のいずれかが1または2級
 - 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかが1または3級
 - 免疫、肝臓のいずれかが1～3級
 - 戦傷病者手帳
 - 両下肢・体幹のいずれか特別項症～第2項症
 - 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓のいずれかが特別項症～第3項症
 - 介護保険被保険者証
 - 要介護者、要介護5
 - (代理記載制度：上記障害に加え)
 - 身体障がい者手帳
 - 視覚障害1級または上肢障害1級
 - 戦傷病者手帳
 - 上肢または視覚の障がい、特別項症～第2項症)
- ◆窓 口 山形村選挙管理委員会 電話98-3111

(9)青い鳥郵便葉書の無償配布

通常郵便はがき（くぼみ入り、無地、インクジェット紙）又は通常郵便はがき胡蝶蘭（無地、インクジェット紙）20枚が無償で配布されます。

- ◆対象者 身体障害者手帳1、2級 療育手帳A1、A2
- ◆申込方法 毎年4月から5月にお近くの郵便局で所定の用紙に必要事項を記入し、手帳を提示して申し込みます。（郵便による申し込みも可能）
- ◆窓 口 お近くの郵便局

(10)日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者の方などが、介護等の福祉サービスを利用する際に、不利益を受けたり、トラブルを生じることがないように、福祉サービスの利用手続きの代行などの援助を行います。

- ◆内 容 福祉サービスに関する情報提供
福祉サービス利用手続きの代行などの援助
福祉サービスの利用料支払いに関する援助
日常生活に必要な預貯金の出し入れ等の援助
年金や手当の受け取りに関する援助

- ◆窓 口 山形村社会福祉協議会 電話97-2102 ファクス97-2108

(11)生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい又は高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低利又は無利子で必要な資金を貸し付ける制度です。

詳しい貸付要件等は、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆貸付対象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯

- ◆窓 口 山形村社会福祉協議会 電話97-2102 ファクス97-2108